自家発電設備地下貯蔵タンク点検

（新山科浄水場）

特　記　仕　様　書

京　都　市　上　下　水　道　局

建設リサイクル法	
□ 適用	☑適用外

１　共通事項

本特記仕様書に記載のない事項については、令和年１２月版の水道部施設課作業一般仕様書による。

２　作業概要

本作業は、消防法第14条３の２に基づき、新山科浄水場内に設置されている自家発電設備用地下タンク貯蔵所及び燃料埋設配管を定期点検するものである。

３　作業場所

京都市山科区勧修寺丸山町１番　　新山科浄水場

４　完成期限

令和９年３月１５日　とする。

５　機器仕様

（１）　燃料地下タンク

形状寸法：　φ１９００×８０１０

本体材質：　ＳＳ４００

有効容量：　２００００ℓ

製　　造：　川崎重工業株式会社

設置年月：　平成３年７月

台　　数：　１槽

（２）　燃料小出槽

形状寸法：　１３５０×２０００×８００mm

本体材質：　ＳＳ４００

有効容量：　１９５０ℓ

製　　造：　川崎重工業株式会社

設置年月：　平成３年７月

台　　数：　１槽

6　作業内容

（1）　地下タンクから燃料小出槽間について、危険物関係諸法令を遵守し、（財）全国危険物安全協会が性能評価した方法により、地下タンク漏洩の有無を確認すること。

なお、気相部について、使用する気体は窒素ガスとし、０．２９MPa以上の圧力で行い、加圧時間は３０分以上とすること。

（2）　本作業の実施に当たり、配管接続箇所を切離した場合は、漏洩が起こらないよう確実に復旧すること。

（3）　検査データは、本作業実施中の測定機器により記録紙に転記すること。記録紙は、点検報告書に添付し、提出すること。

（4）　本作業後は、検査済証を当該設備の見やすい位置に貼付けること。

7　提出書類

完成通知書２部、作業報告書２部、請求書１部をする提出すること。

8　その他

（1）　本作業の実施については、消防関係諸法令を遵守し確実に行うこと。また、当該漏洩検査実施日時については監督員と十分打合わせを行うこと。

（2）　本作業中に不良箇所等が発見された場合は、その旨を監督員に伝え、可能な限り修復を行うこと。

（3）　当該漏洩検査によって発生した廃材は、場内の監督員が指示する場所へ運ぶこと。

また、汚れ等については、検査完了後に清掃を行うこと。

（4）　本作業に当たっては施設運用に支障が起こらないよう、当該設備の機能構造を熟知した者が行うこと。

（5）　本仕様書に明記されていなくても、本作業の遂行にあたり当然必要な事項についてもこれを行うこと。